

第 8 回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成 30 年 2 月 28 日（水）

○健全育成担当課長 それでは、第8回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を始めさせていただきます。

次第に沿って説明させていただきますが、まず会議資料をご確認いただきたいと思います。

まず、次第がありまして、その下に座席表、それから委員名簿、以下が資料となっております。資料1が、東京都青少年健全育成に関する条例の改正についてのホームページから、こちらは抜粋したものが3枚ついております。それから、資料2が、第31期東京都青少年問題協議会緊急答申の抜粋でございます。資料3が、東京都青少年の健全な育成に関する条例の抜粋したものでございます。それから資料4が、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱でございます。こちらが2枚あります。資料5が、アプリケーションの推奨基準(案)でございます。次の資料6が、九都県市における青少年向け携帯電話端末等推奨規程でございます。資料7が、九都県市における青少年向け携帯電話端末と推奨マーク使用要領でございます。次の資料8が、九都県市携帯電話等推奨マークの現行と新デザイン(案)でございます。資料9が、東京都推奨携帯電話等検討委員会、今後の作業内容についてでございます。

次の資料が、今まで推奨してきました端末及び機能の一覧表でございます。参考資料といたしまして、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則について1枚ものをお配りしております。あと冊子といたしまして、児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成についてという第31期東京都青少年問題協議会緊急答申を1冊お配りしております。

資料は、以上でございますが、お揃いですか。あと私どもで作成いたしましたチラシが1枚、カラフルなものがついております。こちらが、条例改正によりまして、今回作成した自画撮り被害防止の啓発のチラシとなっております。

資料の過不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第の2に移りたいと思います。

今回、任期が満了された方もいらっしゃいまして、新たにご就任いただきました方もいらっしゃいますので、名簿の順番に委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

まず、業界に関係を有する方々からご紹介させていただきます。

藤川由彦委員でございます。

○藤川委員 よろしくお願いたします。

○健全育成担当課長 佐川英美委員でございます。

○佐川委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 長谷部一泰委員でございます。

○長谷部委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 続きまして、保護者の代表の方々をご紹介します。

吉岡泰子委員でございます。

○吉岡委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 新海美紀委員でございます。

○新海委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 高田教子委員でございます。

○高田委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 続きまして、教育関係者の重永睦夫委員と高橋あゆち委員は、本日欠席でございます。

続きまして、学識経験を有するの方々をご紹介します。

坂元章委員でございます。

○坂元委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 大久保貴世委員でございます。

○大久保委員 よろしくお願ひします。

○健全育成担当課長 田畑智砂委員でございます。

○田畑委員 よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 続きまして、関係行政機関の職員の方々をご紹介します。

太田一豊委員の代理で橋本満様でございます。

○橋本様（太田委員代理） よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 岩崎寿美子委員の代理で鈴木道治様でございます。

○鈴木様（岩崎委員代理） よろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 最後に、東京都の委員をご紹介します。

井上卓委員でございます。

○井上委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○健全育成担当課長 建部豊委員の代理で伊藤秀一様でございます。

○伊藤様（建部委員代理） よろしくお願ひします。

○健全育成担当課長 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第の3、会長と会長代理の選任に移らせていただきます。

本委員会につきましては、運営要綱によりまして、会長は委員の互選、会長代理は会長の指名ということになっております。

まず委員の皆様から、会長のご推薦をお願ひいたしたいと思ひます。どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

○長谷部委員 はい。

○健全育成担当課長 では、長谷部委員、お願ひいたします。

○長谷部委員 坂元先生にお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

○健全育成担当課長 ただいま坂元委員をご推薦というご提案をいただきましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

（異議なし）

○健全育成担当課長 それでは、坂元委員にお願ひいたしたいと思ひますけれども、坂元委員、いかがでございましょうか。

○坂元委員 了解しました。

○健全育成担当課長 ありがとうございます。

それでは、会長を坂元委員にお願ひすることに決定させていただきましたので、坂元会長は、会長席のほうにご移動をお願ひいたします。

それでは、会長から、会長代理の選任をいただき、それ以降の議事進行のほうもよろしくお願ひいたします。

○坂元会長 坂元でございします。至らぬかと思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

この検討委員会には、もう長く関わらせていただいておりますけれども、伺っているところでは、今回はアプリの推奨ということを行っていかうというふうなことでございします。すなわち、今までは端末でありますとか、それからもともと中に入っている機能、その推奨というのをやっていたわけですが、今度は後から加えるものですね。そうしたアプリ、これを推奨していくということを取り組んでいくということでございまして、これは今までなかったことで、初めてのことだということになります。

ですから、規則あるいは基準、この検討から、実際の審査、こういったものまでこの委員会というのは、担っていくということになるようでございます。もちろん従来のな端末なり、あらかじめ備え付けの機能、そういったものについても出てくるものがあれば、最近ずっとないわけですけれども、審査も行うということでございます。何とぞご協力よろしくお願いいたします。

会長代理の件でございますが、長らくご参加されておられます長谷部委員にお願いできればというふうに思っております。お願いできますでしょうか。

○長谷部会長代理 微力ながら、私でよろしければ務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○坂元会長 こちらこそよろしくお願いたします。一言お話をいただけますか。

○長谷部会長代理 今、坂元会長からご指名をいただきました長谷部でございます。

こちらの会も気が付けば長く参加させていただいておりますが、子供たちのインターネット利用について考える研究会ということで、子供たちとインターネットの関係について、足かけ9年いろいろと研究させていただいたりとか、活動させていただいております。

私の所属自身も、実は企業では、フィルタリングを作っている会社でございまして、サイトの基準であったりとか、それから評価や、それからアプリの評価等もさせていただいておりますので、こちらの委員会の活動に微力ながら何かお力になればと思っておりますので、頑張りたいたと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

次第の3番まで終わったということで、4番目ということでございます。東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正、これにつきまして、まず事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○健全育成担当課長 承知いたしました。それでは、今回条例改正によりまして、新たにアプリ推奨制度を追加いたしましたので、その経緯からご説明させていただきたいと思っております。

資料1をご覧ください。こちらは東京都のホームページに掲載しているものでございます。

今回の条例改正につきましては、自画撮り被害の防止を目的といたしまして、改正を行ったものでございます。

自画撮り被害とは、だまされたり、脅されたりして、青少年が自分の裸体等を撮影させら

れた上、メール等で送られる被害のことでもあります。

こちらの被害の多くは、SNSで面識のない相手と知り合っ、やりとりをするうちに親しくなっ、まっ、1対1のやりとりの中で裸の画像を求められるというものであります。

こちらのグラフにもありますように、年々こういった被害が増加傾向であります。それで、右側の円グラフのほうを見ますと、中学生、高校生といったところが被害に遭うのが多いんですけども、小学生も被害に遭っているという現状もあります。

それから、そういった画像を送ったことで、それをもとに脅されたり、呼び出されたりして、悲惨な、さらなる被害に遭ってしまったという事案もござい、社会的に大きな問題となっているものであります。

東京都では、このような被害を防止するための対応策につきまして、坂元会長にも委員を務めていただいております青少年問題協議会において、昨年2月から検討をいただいております。

そして、5月には、冊子になっております緊急答申といたしまして、具体的対応策を提言していただいたという流れであります。

提言の中身につきまして、大きく分けて三つの提言をいただいております。一つは、普及啓発をしっかりやっ、技術的対応によって防げる面もあるのではないかとご意見もいただいております。それから、最後に、こういった要求する行為について規制をすべきではないかとご提言をいただきまして、資料1の下のほうにございますように、条例改正を行ったところであります。

条例改正の主な内容といたしまして、一番下の部分でございますけれども、1点目が被害防止に向けた普及啓発や教育相談を推進することを都の責務として追加いたしました。

2点目が技術的な対応ということで、有益なアプリの推奨制度を追加いたしました。

3点目が、そのような要求行為について、罰則をもって禁止したということであります。

この2番目のアプリ推奨につきましては、後ほど詳細にご説明させていただきますけれども、次のページに移りまして、上の部分が実際の禁止規定の文言になっておりますけれども、その下に、東京都が今どういうところに啓発活動に取り組んでいるかということもご紹介さ

せていただきたいと思えます。

こういった要求行為があったときには、子供たちから声を上げてもらうということが非常に重要でございますので、『こたエール』という相談窓口について皆さんに周知いただくというのをまずやっております。

さらに、大人の皆さんから、子供たちに注意喚起をしていただくといったことが2番目に書いてあることでございます。

3番目に書いてありますのが、このような講演会を行っているというご案内を載せているところでございます。

次のページに移りまして、今年度から大学生をファシリテーターとしたグループワークといったものも実施しております。こちら大人たちから子供たちにいろいろと講演会で注意事項を与えるだけではなくて、年齢の近い大学生にいろいろ話を引き出してもらいながら、自ら考えてもらおうという形で、本年度から取り組んでいるものでございます。

こういったボランティアとして活動いただいた大学生に感謝状を贈呈したということをホームページには載せているところでございます。

次が、2月1日の条例施行日に合わせまして、渋谷の駅前において、キャンペーンを実施したというところでございます。

一番下は、兵庫県でも条例改正が行われておりまして、兵庫県のほうは、4月1日施行予定ということで聞いておりますけれども、そういった取組を全国に広げてもらいたいということで、東京都が全国に向けての情報提供を行っているということをホームページ上で紹介しているところでございます。

経緯につきましては、以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

今ご説明いただきましたが、多少補足させていただきますと、ご案内、ご紹介ございましたが、私は青少年問題協議会委員もさせていただいております、この問題をずっと拝見させていただいてきたわけなんです、条例改正にまで至りまして、やはりこの罰則がある規定といえましょうか、そこがどうしても注目されるんだと思うんですが、自画撮り画像の提供を不当に求める行為の禁止というところなのですが、実はそれだけではなくて、このアプリ等の推奨、これも答申でも出され、条例にも含まれていて、これも大事な話であるということでございます。

青問協では、技術対応につきまして議論がございました。ネットセーフティに関する技術的対応というと、まずフィルタリングということになるわけなんですけれども、もちろんフィルタリングは大事だという話は出てはいたんですけれども、この自画撮り被害の話になると、例えば学習アプリですね、ああいったものの中のコミュニケーション機能でも被害が起こるんですね。もちろん学習アプリはフィルタリングでとまらないということになりますので、この問題についてはやはりフィルタリングというのにも限界があるということもあって、そういったことからすると、例えば見守りアプリですね。こういったものがやはり自画撮り被害なんかじゃ大事であって、そういったものを推奨するというのを考えてはどうかみたいな内容の議論が出されました。それは答申にも反映され、条例にも反映されると、そういうことございまして、まさにここはアプリの推奨、このあり方について検討して、実際に推奨していこうと、そういう場であるということございまして。

以上、この条例改正の経緯、これにつきまして何かご質問等ございますでしょうか。何なりといただければと思います。

○田畑委員 すみません。有益なアプリ等という言い方で、今具体例として見守りアプリとおっしゃったんだと思うんですけれども、その他、今の頭の、今までの議論の経緯の中で、私ちょっとアプリケーションで被害を防ぐというものは、具体的にどんな対応を考えられるのか、全くそういった技術的な知識もないのでわからないんですが、議論の中で今おっしゃっていた、見守りアプリというものはどういうものなのかということとか、あと他にどんな議論が出たのか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○坂元会長 青問協の。

○田畑委員 今この「有益なアプリ等」となっていて、何を推奨されるというのは、委員の皆様の中にあっただのかをちょっと。

○坂元会長 青問協の中ででしょうか。

○田畑委員 はい。

○坂元会長 青問協の中の議論では、見守りアプリの可能性が指摘されておりました。例えば危険性が感じられるような言葉、これを検知して、そういったものがあつたら保護者のほうにアラームがいくとか。そうした機能を持っているアプリというのは、実際にあるわけございまして、そういったものを推奨してはどうかというのが、青問協の中の議論ではございました。



ただ、この委員会では、それだけに限らず、広く青少年の安全を守るアプリというものを推奨しようということで、条例もそういうたてつけで、特に限定してはいないということかと思えます。実際にどういうものを推奨していったらいいかということが、まさにこの委員会で議論する話になっていると。

○田畑委員 理論前提として、見守りアプリの問題性というのは、私はすごく感じていて、例えば危険性があるって、危険な言葉を察知して、親にいくというのは、検閲になるんです。私は、東京弁護士会の子供の権利の委員会から来ていますから、子供の権利を守るという立場から言うと、子供のプライバシーであるとか、表現の自由であるとか、通信の秘密であるとか、そこを一定程度パターナリスティックな見地から、侵害しつつという理論が前提になっているという趣旨なんですか。見守りアプリというのが、私はちょっとすごく危険だというふうに考えているんですが。

○坂元会長 実際にお話…

○健全育成担当課長 その点につきまして、次の次第の5のほうで、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思えますので、その後、ご質問いただくというのは。

○田畑委員 はい。

○坂元会長 大変重要なそれがございまして、今後まさにその議論をさせていただくことになるかと思えます。

他には、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。ここまでのことにつきましては。

(なし)

○坂元会長 そうしますと、次の議題に移りたいというふうに思います。

議事次第の5ということでございます。

アプリケーションの推奨の基準についてということでございますけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

○健全育成担当課長 それでは、ご質問もありましたけれども、どのようなアプリを推奨していくのかといったところからご説明させていただきたいと思えます。

資料2のほうをご覧ください。

こちら今、会長からご説明があった青少年問題協議会での議論の内容を載せております。緊急答申の抜粋でございます。

先ほどもご説明いたしましたけれども、自画撮り被害の防止に向けた具体的な対応策というところで、一つ目に普及啓発、それから二つ目に技術的対応、三つ目に規制というところでご提案いただいた2の技術的対応の部分を抜粋したものでございます。

この内容についてご答申いただいたんですけれども、下線を引いてある部分、こちらが例示として挙げている部分でございますけれども、このようなSNS上で青少年に特定の働きかけがあった場合に、保護者に知らせたり、相手方に警告を行ったり、青少年に注意喚起を行うような、そういったアプリケーション等が想定されるということで、答申をいただいたものでございます。

こちらにつきましては、実はもうそういったアプリケーションがありまして、こういったものについては、効果的かどうかといったご議論をいただいたというところでございます。

そういったアプリケーションを広く青少年に利用してもらうことによって、被害を防止できる面もあるのではないかといただいているところであります。

続きまして、資料3のほうをご覧ください。

この提言をいただきまして、今回条例改正として追加した部分につきましては、この四角で囲っている第2項の部分でございます。

インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができるというふうに規定いたしております。

ここにおいては、分解いたしますと、要件は三つ入っております、一つ目が、利用者が付加できる機能というところでありまして、いわゆるアプリケーションであるということでもあります。二つ目が、インターネット利用に伴う危険性の除去に資する、役立つものとして規則で定める基準に該当することといった部分が二つ目の要件になります。次、三つ目の要件といたしまして、青少年の健全育成上、有益であるということ、この三つの要件について規定したところでございます。

次の資料4のほうをご覧ください。

こちらは本委員会の運営要綱でございますが、条例改正をいたしまして、本日の会議の開催に当たりまして、既に所要の改正を済ませております。具体的に申しますと、第1条のほうで、運営方針という部分ですけれども、従前の推奨に係る部分を、今まで推奨してきた部

分を端末ということにくくりまして、条例改正で新たに追加した部分をアプリの機能ということで、まず書き分けをいたしました。

それで、第2条のほうで、検討委員会の任務といたしまして、それぞれ端末の推奨と機能の推奨の両方について審査するときにご意見をいただける、それから推奨の基準についてもご意見をいただけるということに改正をいたしましたものでございます。

次に資料5をご覧ください。

こちらが事務局で考えておりますアプリケーションの推奨基準の案でございます。

こちらの案の基本的な考え方についてでございますけれども、事務局といたしましては、有益なアプリケーションができたときに、この推奨基準がネックとなってそのアプリを推奨できないということがないようにしたいというのが一つございます。そうすることによりまして、事業者から広く申請してもらえそうな基準にしたいと考えております。

さらに、そういったものの中でも、様々なところに配慮したものでないと推奨するわけにはいかないというところで、除外できる部分についても広く設けたものを策定したいと考えているところでございます。

といいますのは、今まで端末の推奨につきましては、都が推奨した携帯電話をぜひ広く子供、皆さん持ってくださいということではなくて、どうしても子供に様々な事情で携帯電話を持たせることがあると思いますけれども、そういった際には、そのお子さんの年齢に応じて有害な情報を閲覧しないように、フィルタリングなど様々な機能をセットで販売時に付加しているもの、そういった端末をどうしても持つときには持たせてほしいという考え方で推奨してまいりました。

今回につきましては、スマートフォンの利用の低年齢化がどんどん進んでおりますので、既にスマートフォンを使用しているお子さんたちに対しても、ぜひ都が推奨するアプリを使っていただいて、危険性を少しでも除くことができればという考え方のものでございます。

そういったことから、基準のハードルについては、おさえて、事業者の皆さんから幅広く申請をいただく中で、その申請をいただいたものの中から、委員の皆様にご審議をいただいた上で有益であると認められるもの、そしてこの要件に書いておりますところに十分に配慮していると認められる、そういったアプリを推奨していきたいというふうに思っております。

その基準以外の、実際に申請があったときに、皆様方にご審議いただく上でどのように評価していくかといったことにつきましては、次回以降にご議論いただいて決めていきたいと

いうふうに考えているところでございます。

その考え方に従いまして、要件のほうをご説明させていただきたいと思っております。

引き続き資料の5でございますけれども、まず、題名の下にこういうアプリケーションを想定していると記載してございます。これはあくまでも想定して、この要件を作ったというものでございまして、こういった警告を出したり、保護者に知らせるといったことが可能であるアプリケーションのみを推奨していくというものではございません。

要件①とございまして、いずれかを満たすものということで、青少年がインターネットを利用する上で、現在社会問題となっている危険を三つ例示列挙しております。

一つ目が、自画撮り被害ということで、その防止に資するものというものです。二つ目が、自殺とそれから犯罪行為の実行を防止するといった部分でございます。三つ目が、いじめの防止といった部分でございます。それで、四つ目の丸につきましては、その他ということで、情勢に応じて様々な危険性といったものが発生してくることが考えられますので、情勢によって柔軟に推奨できる対象、こういう目的で作ったものといったところについては、柔軟に推奨できるようにしたいと考えているところでございます。

次に、要件の②から④につきましてでございますけれども、そのような危険性の除去に役立つとしても、青少年の個人情報等を法に反する形で利用するものであったり、そういったプライバシーに全く配慮していないものであったり、また、要件の③におきましては、セキュリティー上の問題があるものであったり、④のほうでは、青少年にこれでは全く利用してもらえないのではないかとといったものについては、除外できるようにするというところで、こういったものに配慮していることといたしたものを要件に加えたいと考えております。

そういったところを事業者についても配慮していただいたものを申請していただくということを示したいということで考えております。

そういった要件の⑤で、こちらも情勢に応じて、除外すべき事項といったものが生じてくることも考えられますので、そういったときのために、その他ということで除外できる要件を設けているという作りでございます。

既に多くの子供たちがスマートフォンを使っている中で、アプリケーションを入れてもらうことによって、少しでも危険を除去できるものであれば、また、それがプライバシーとか、セキュリティーとか、そういった面にきちっと配慮されているものであれば、幅広く推奨できるような基準にしておきたいと考えております。

具体的に、プライバシーに配慮とか、セキュリティーに配慮とか、そういったところにつきまして、どのような視点で評価していくかという点につきましても、今後の委員会のほうでぜひご意見を賜りながら考えていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

多少補足させていただきますと、今までの委員を務めてくださった方には、ちょっと紛らわしいことがありまして、というのは、今までも端末推奨と機能推奨というのがあったわけなんです、今回からは、従来の機能推奨は端末推奨の一つになるということですよ。

○健全育成担当課長 はい。

○坂元会長 ということでございます。要するに、もともと入っている形の機能ですね。端末の中にもともと入っている、それはあくまで端末推奨の一部として捉えるということでございまして、後から追加する、今回のアプリのようなものになるわけですが、それを機能推奨という言い方で、よろしいのでしょうか。

○健全育成担当課長 はい。条例のほうでは機能ということで書いているんですけども、ちょっと前のと紛らわしいので、アプリ推奨という言い方にしたほうがいいのかどちらなのかといったところは、ちょっと判断という形で……。

○坂元会長 ということですね。いずれにしましても、従来の機能は、ここでは端末と表現されているということでございます。

それから、もう一つ、だんだんこの委員会でもそういう方向性に変わってきていたと思うんですけども、従来は最初から端末を持たせる・持たせないということが問題にされていて、ですから、確実に安全であるというものだけを持たせようという発想がすごく強かったわけでありまして。ところが、今はもうスマートフォンが広く普及していて、むしろもう持たせる・持たせないということではなくて、持っている子供がいるわけで、それが少しでも安全になるという形で、この推奨というものが利用できないかということにだんだん考え方も変わってきていると思います。

今回事務局からの説明もそうございまして、従来の推奨というのは、参考資料の中に、従来からの条例施行規則というのがあるかと思いますが、参考資料ですね、一番最後にありますが、こういう規則があります。第2条の2というふうになっておりますが、イとロに分かれていて、イが、小学生、イの最初の文ですね。最後のほうに、おおむね小学生程度と

なっていて、小学生程度の場合に推奨する端末等というのは、このイで扱っているんですね。口のほうは、中学生以上という、そういうものでございまして、例えばイについては、これはおおむね小学生程度ということでございますが、各（１）、（２）、（３）、（４）、（５）のこの五つの条件があつて、例えば（１）ですと、青少年が携帯電話端末等を利用して、保護者の望まない相手と連絡をとることを防止できることとか、幾つも書いてあるわけですね、ウェブサイトを利用することができないとか、いろいろ書いております。

このどれか一項目でも満たさなければアウトというものだったわけですね。先ほどご説明がありました、むしろ改善に資するものですね。アプリを入れることによって、安全性の改善に資することができる、それを推奨していこうということですので、何かがないからダメだということではなくて、もっとハードルを下げ、また柔軟に考えて、いろんな条件を十分満たして、何か問題があれば、それはもちろん問題として捉えなきゃいけません、それは比較衡量して、総合的な判定をして、要するに、この場で審議をして、総合的な判定をして、それで最終的に推奨するものを決定していこうという、そういう方向性に変えていこうということによろしいんですね。

○健全育成担当課長 はい、そのとおりです。

○坂元会長 という、ある種のフィロソフィーの転換があるということでございます。

それから、もう一つご説明したほうがいいのは、今ここで議論していただきたいことは何かということになるんですけども、この資料の５というのがございます。これはアプリの推奨基準の案という事務局がお作りくださったものでございます。資料の５。

この資料の５に、要件の①②③④⑤というのがあつて、ご説明がありましたけれども、ゴシックで書いてございます。要件の①は、次に掲げるいずれかのアプリケーションであること。要件②③④⑤とそれぞれ書いて、プライバシーやセキュリティー、これが書いてあるわけでございますが、これはこれでよろしいかどうかということをご検討いただきたいということです。

特に、要件①については、ゴシックの下に丸が四つついていて、下位項目があるんですね。自画撮りであったり、自殺であったり、いじめであったり、その他であるという、こういうたてつけになっておりますが、要するに、この構造ですね。この構造と内容、これがよろしいかと。危険性の例というのは、これはあくまで例で、実際に規則化するときには、外されることにはなるわけですが、要するに、このゴシックのところと丸のところ、この文書を使

って規則を事務局のほうでお作りになるということだと思えますけれども、そういうこと  
でございます。それを検討していただきたいということでございます。

ちなみに、先ほど見ていただいた参考資料が条例施行規則で、そこに基準が並んでいた  
わけです。細かく書いてあったわけですね。それが、審査のときにそのまま使うような基準な  
わけです。我々委員は、この規則に合うかどうかを判定していたわけですね。今回の規則と  
いうのは、それではなくて、もうちょっとざっくりとしたものなんですね。とにかく、でき  
るだけ、まずは推奨可能なものを受け入れようということでございます。規則になると、形  
式上、もうこれがなければだめだという形になってしまうわけですね。ですから、そこで細  
かく決めてしまうと、何も通らなくなってしまう。総合的に見て安全性の向上に役立つもの  
であったとしても通せなくなってしまう。だから、ここはざっくりしておいて、さらにこの  
委員会ですよね。評価基準を決めると。

○健全育成担当課長 はい。先ほどの……

○坂元会長 先ほどのもっと細かいレベルの基準をこの委員会で決める。これは今後、決める  
ということによろしいんですね。今回はまだそれは検討はしないわけですが、実際の項目  
に照らし、それを軸にして、それぞれの案件を評価し、総合的な判定をして、最終的に推奨  
するものを決める。こういったたてつけというのを事務局のほうは想定しておられると、そ  
ういうことによろしいのでしょうか。

○健全育成担当課長 はい。

○坂元会長 ということが、全体的なたてつけでありまして、今ここでまず議論していただき  
たいのは、資料5のこの内容と構造、これによろしいかどうかでございます。

まず、これが決まって、その後、先ほどの評価基準、要するに、この委員会で決める。そ  
の評価基準の検討に入っていくということになってまいります。

ということでございますけれども、いかがでしょうか、ご質問等、ご意見等ございませ  
んでしょうか。

○田畑委員 先ほど申しあげましたとおり、要件②の部分なんですけど、プライバシーというの  
が、個人情報とかそういうものの保護なんですけど、これだけでは足りないです。表現の自由  
に対する侵害行為はあり得ると。先ほどの見守りアプリとかだと、言葉そのものを捉える  
というような発想をお持ちだったようなので、検閲に該当するんだらうと。そうなってくると、  
プライバシーではなく表現の自由の見地、あるいは意見表明権なのか、通信の秘密なのか、

文言はちょっとどの権利を載せるべきかというのは、ちょっと今ぱっとは浮かばないんですけども、プライバシーだけでは足りないというふうに考えます。

○坂元会長 青少年のプライバシーや表現の自由。

○田畑委員 表現の自由であるとか。あるいは、大きな人権枠で分けると、プライバシーと表現の自由は全く違う見地にありますので、そこは絶対的におさえるべきだと思うんです。細分化して、例えば通信の秘密を書くかとか、意見表明権を侵害しないようにと書くかというところは、この推奨基準をどのぐらい細かく作るかという大まかな骨子にも関わってきますので。ただ、プライバシーだとだめです。意見表明のところを含めた表現の自由の見地は絶対に必要だと考えます。

○坂元会長 それは、例えば青少年と保護者が同意していても難しいものでしょうか。

○田畑委員 検閲というのは、同意する云々ではなく、例えば何かを検閲されますよと。例えばこういう冊子を出したいですと。でも絶対これを出すためには検閲が入りますよということになると、検閲を前提に萎縮効果というのが必ず生まれるんです。それは既に同意してる云々ではなく、同意していない人にとっても萎縮が入ってくるというので、非常に問題のある人権侵害行為だと思います。

○坂元会長 そういうことですか。

○田畑委員 相手もというか、いや本人もですよ。ご本人も書いていて、例えばこの言葉はアプリにひっかからないんだろかとなってきます。例えばどういう言葉を書くとひっかかるかというのは、ちょっと具体的には想像できないんですけども、先ほどの例えば、いじめだったら死ぬとか、死ぬとか、そんな言葉なら、じゃ絶対拾ってくる、拾われて親に送られちゃうんだなというふうになるかもしれない。じゃその幅はどこまで、どういうものが親に知らされてしまうんだろかという意味で言うと、同意云々の話ではないですね。

○坂元会長 なるほど、そういうことではない。どうですか、事務局はこのあたりのことというのは、何か検討されておられるとか、何か把握しておられるとか、そういうことは。

○健全育成担当課長 そうですね。プライバシーと表現の自由は違うんですね。

○田畑委員 違います。

○健全育成担当課長 プライバシーだけを書いて、表現の自由を書かないと、表現の自由というのが抜け落ちた形。

○田畑委員 そうです。憲法上も 13 条と 21 条で全く違いますよね。



- 健全育成担当課長　これが、その他というところで読み込むよりも、両方併記したほうがよ  
ろしいということ。
- 田畑委員　要件②というのが、青少年の人権保護に特化した規定だというふうに認識してい  
ます。そうなってくると、プライバシーだけを書いているというのは、片手落ちだというふ  
うに考えます。
- 健全育成担当課長　青少年の人権の保護に配慮されているというような書き方であると、両  
方入ってくるかと。
- 田畑委員　もちろん、そうですね。ただ、それは何なんですかという話にもなって、もうち  
よっと広くはなるかもしれません。
- 坂元会長　評価基準のほうで、それをかみ砕いていくというやり方もできるかとは思いま  
すけど、人権保護であれば一応入るということでしょうか。
- 田畑委員　両方は入りますけれども、もちろんそうですが、じゃそれで評価基準、この入っ  
て、人権保護と書いて何のことだかわかるんでしょうかね。どういうことに配慮したらいい  
のかと。少なくとも最低限プライバシー権、表現の自由に配慮というふうなことのほうがわ  
かりやすいのかなという気はいたしますけど。
- 坂元会長　実際に、先ほどの見守りアプリでありますとか、それからいじめの検出のアプリ  
とか、実際にはあるわけなんですけれども、やはりそれは、既に憲法違反であるというこ  
とでしょうか。
- 田畑委員　私は危険だと思います。
- 坂元会長　憲法違反になっているのではないかということですね。
- 田畑委員　はい。だから、危険性は伴っていて、例えばいつもそうなんですけども、子供が  
被保護者、保護されるものとして、大人がパターンリスティックな見地から、あなたたちの  
人権を少しちょっとおさえますよと。こちらが保護するために、守るために、こういうこと  
はしちゃいけませんよということが世の中そういうふうになっている、作りがなっているん  
ですけど、だから侵害してはいけないわけではなくて、こういう例えば必要性があって、い  
じめが深刻であるとか、こういう自画撮り被害が深刻であるとか、じゃこれを守るために、  
人権侵害行為というのは、必要最低限度の侵害でなければいけないということになっていま  
すので、そこを守っていただきたいなど。

だから、今回この被害がこれだけ深刻である。だから、最小限度の人権侵害としてここま

では必要なんですよということをやって、守っていただきたいなというふうに思っています。

- 坂元会長 なるほど、わかりました。やはり要件になるということですよ。
- 健全育成担当課長 事務局のほうから、ちょっといいですか。
- 坂元会長 はい。
- 健全育成担当課長 例えば青少年の自分の端末で警報が鳴るといった部分についても、ちょっとそこで萎縮してしまうので、表現の自由にちょっと当たるとか、そういったところもあるのですか。
- 田畑委員 あると思います。ただ、だから、それも先ほども利益衡量と、どれだけ効果があつて、侵害の深さと効果があつて、被害に遭わない度合いがどうなるのかというところだと思います。
- 坂元会長 だから、やはりいずれにしても総合的な判定みたいなことになってきて。
- 田畑委員 そうですね。
- 坂元会長 やっぱり考慮すべき点ではあるという、少なくともですね。だから、ここに書き込まれるとしても、総合的な判定というところには、委ねられる面はあるということですね。
- 健全育成担当課長 青少年のプライバシー及び表現の自由に配慮されていることということで、二つ大きなところで載せておくと一応大きくは。
- 田畑委員 まあ、だと思います、はい。
- 健全育成担当課長 そのほうが、文字からもわかりやすいという。
- 田畑委員 はい。と思いますが。
- 坂元会長 貴重なご助言ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。何かお気づきなこと、ございませんでしょうか。

- 長谷部会長代理 一つよろしいでしょうか。この資料5の頭のところに、危険が迫ったときには、警告を出したりとか、知らせたりとあるわけですけれども、実際に危険になる前の段階で啓発的な段階といいたいでしょうか、そういった危険について学習したりとか、こういうふうに使うべきだみたいな、そういったアプリとか、そういったものについても想定はされているのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。
- 坂元会長 対象アプリですね。
- 健全育成担当課長 要件のほうで、この自画撮り被害とこの自殺、犯罪の実行行為、それからいじめと書いてありますが、それ以外に、その他青少年のインターネット利用に伴う危険

性の除去に資するものといった要件を設けておきまして、そちらに当てはまれば推奨できる形にしたいと考えております。

その中では、上の三つには、実際に危険が差し迫ったときにというところに入れていきたいと考えているんですけども、そうではなくて、事前に、例えば今お話がありましたように、そのアプリを使うことによって学習できるといったものについては、これについても危険性の除去に資するものとして、一番下のその他の要件のほうで読み取れる形で基準を考えていきたいというふうに考えております。

○長谷部会長代理 ありがとうございます。

○坂元会長 こちらの要件の①のその他のところですね。ここで受けられるということですか。

○健全育成担当課長 はい。

○坂元会長 他にはいかがでしょう。

例えば、子供が安心して使えるようなSNS、例えばそういったものもこのその他のところで受けられる。

○健全育成担当課長 そうですね。新たなそういうSNSみたいなもので、子供のそういった安全性に配慮したものが出てきた場合については、そういったアプリについても、このその他のところで一応基準の範囲内には読み取れる形に考えております。

○坂元会長 そういったものも想定しておられるんですね。

○藤川委員 そうすると、今の話だと、専らこの要件①に挙げられているような内容が、目的でなくても構わないということになりますか。要は、SNSというコミュニケーションが専らの目的なだけで、こちらの要件を満たしていれば、推奨の対象となると。

○健全育成担当課長 そうでございますね。三つにつきましては、この危険性の例示で挙げているものでございます。それ以外の目的のアプリケーションについても、青少年のインターネット利用に伴う危険性を除去する、そういったものに役立つものであれば、その他のところで読み込める形にしたいと考えております。

○藤川委員 ちなみに、私どもEMAに関しては、認定制度を持ってあって、青少年の利用環境整備が行われているアプリケーション、ウェブサイトに関しては、認定してあって、携帯電話事業者の提供するフィルタリングの制限対象から解除するというスキームの中で認定制度を運営しているんですけども、青少年の利用環境整備に配慮しているとは言え、確かに私どもの認定基準を満たしていただけてますけれども、中には、例えばゲームがあったりだ

とか、認定している対象の中で子供たちが多く使っているところと言うと、LINEがあったりだとかいうことになりますけれども、広義の意味では、こういった内容も満たしているというふうにも読み取れなくもないような気がするんですけども、そういうふうに理解できるのでしょうか。

○健全育成担当課長　そうですね。広義の中では、そういったものについても、その他というところで推奨できる枠の中には入ってくるものと考えております。ただ、それを推奨することによって、これはいい・悪いは別にいたしまして、子供たちがゲームをずっとするようなアプリケーションについて推奨するかどうかといったところについては、検討をしていくことになるかと考えております。

○坂元会長　藤川委員、どうですか。よろしいですか。

何か問題性とか、そういうものがありますでしょうか。何か文言をこう。

○藤川委員　結構、幅広になってきますよね。そうすると、私どもの認定基準でも今二十数項目の認定基準があって、解説書でも細かな説明をしておるんですね。先ほどあったプライバシー、もしくは青少年の表現の自由とかの確保についての細かな説明もしているところです。なかなかそうすると、結構これから評価基準を検討していく中で、厳しい作業になるかなというふうに想像はします。

○坂元会長　なるほど。想像されますけど、特にこの基準そのものは、どうでしょうか。

○藤川委員　そうですね。特に先ほど田畑委員のほうから言及のあった、プライバシーに配慮されていることというのが、これは青少年が携帯電話端末を利用している状態で青少年のプライバシーを配慮されるということ、それを守る、プライバシーを守るためのアプリケーションなのか、このアプリケーション自体がプライバシーに配慮をして、そのプライバシーを侵害しないものなのかというのは、全然違う切り口だと思うんですよ。

先ほど表現の自由に関しては、このアプリケーションが表現の自由を侵害しないものという切り口だと思うんですよね。だから、ちょっとそこの辺の方向性というか、いわゆるフィロソフィーというか、そこをちょっと整理しないと、今後ちょっと議論がしにくいかなという気はします。

○坂元会長　ここの評価基準上で何か工夫したほうがよろしいかということでしょうか。

○田畑委員　そこの議論を整理すべきだと私も思いましたが、私もこの要件②に関しては、あくまでも利用しているアプリそのものが、今回推奨しているアプリそのものがプライバシ

一とか、表現の自由を侵害しないようにという見地での推奨しましょうという意見を交わすのかと思っていたのですが、ところが、プライバシーというのは、アプリ、例えばサイバーセキュリティの方面とか、そっち側の見地からのプライバシー配慮というふうになると、また、これはちょっと私が先ほど申し上げたことと全然違うので、今議論を整理していただいて、この要件②というのは、どちらを指しているんですかというところを。

○坂元会長 なるほど、どうでしょう。

○健全育成担当課長 今のところ、私どものほうでは、アプリ自体のほうのプライバシーに配慮をしているというところで検討してきたところです。

○坂元会長 だから、とにかくそういうことですが、具合が悪いですかね。

○藤川委員 そうすると一方で、3番に関しては、アプリ自体がサイバーセキュリティに配慮していることということにはならないと思うので、これはちょっと違うんですよね。アプリがサイバーセキュリティを侵害しないものという話ではないと思うので。

○坂元会長 事務局いかがですか、これ。対応可能でしょうか。これを文章にするわけですよね。これに基づいて。

○健全育成担当課長 はい。

○坂元会長 だから、説明をしたり、条件を明示したり、そういったことができるわけですね。

○健全育成担当課長 そうですね。今のところ、このサイバーセキュリティという言葉、サイバーセキュリティ基本法のほうからちょっと引っ張ってきたイメージで考えているところではあるんですけども。

○藤川委員 これは当然アプリがサイバー攻撃をするわけじゃなくて、外部からのサイバー攻撃に対して個人で守るものを想定しているんですよね。一方でプライバシーに関しては、おっしゃられたように、このアプリ自体がプライバシーを侵害するものではないものという方向性にあるということですよ。そこのところは、ちょっと整理していただければ、お話を進められるのかなと思います。

○坂元会長 一応そういう前提といたしましょうかね、条件というか、内容が前提になっていて、ですから、文章化するときには、そのあたりを踏まえたものにしないとということなんですよ。

他にありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂元会長 よろしいでしょうか。

幅広く、できるだけ推奨できる範囲を広げようという、そういう案であるということ、さらに、具体的なことは評価基準、そちらのほうでやっていこうと、そういうたてつけだということでございます。

幅広くといっても、やはり表現の自由のところは落とせないということかと思えますけれども、ですから、要件②ですね、ここに表現の自由ということを加えていくという形で、それから文章化するときには、今いただいたようなご意見、これを踏まえて文章化していくというようなことで、この形でよろしいでしょうか。資料5のですね。

はい、どうぞ。

○大久保委員 すごく難しい議論になっているので、素朴な話に戻してもいいですかね。

○坂元会長 はい。

○大久保委員 アプリは、本当に幅広くいろいろあり過ぎて、藤川委員から話が出ましたゲームとかラインのほかに、長谷部委員から話があった学習アプリとかあって、App Storeとか、Google Playにもいっぱいありますが、どれをとっても、この基準を満たすであろうというアプリは、想像できないです。二つか三つぐらいは思い浮かぶものはあるんですけども。なので、基準を決めて申し出があったらそれを認定するという前に、具体的なアプリがあったらイメージがわきやすいかなと思っています。例えばこのアプリはこういう機能があって、親子で同意をした上で利用し、何かあったら保護者にアラームが届いて、青少年にもそれが通知がいくよとか。見守り機能のついたアプリならば、GPS機能からこういうことができるなど、アプリA、アプリB、アプリCとアプリの名称を出さなくてもよいので、具体的なことが分かれば議論がしやすいかなと思っています。

○坂元会長 なるほど、できますか。今の説明。アプリA、B、C。

○健全育成担当課長 ちょっと今すぐには出てこないんですけども、次回に。

○大久保委員 私のほうから思い浮かぶのが三つぐらいあるので、お知らせしてもいいんですけども。

○坂元会長 ご説明いただくことは可能ですか。アプリAは。よろしいですか。

○大久保委員 日本PTAの推奨も受けていたりしているところで、例えばFilliとか。

○坂元会長 青問協でも実はプレゼンをしていただいたんです。ちょっとどういうものご説明を。

○大久保委員 簡単ですが。

このアプリは、例えば、相手が自分に対してそういう攻撃的なメッセージを送ったときに、（死ねとか、死ぬとか）それが親の携帯にアラームがいくという機能がついています。なので、自分の子供が相手に何を話したということではなくて、相手が自分の子供に何をしたという点を見る。そして、相手からのメール全文を見るのではなくて、あるキーワードから、危険な言葉がありましたよ、いじめのようですよ、といったことが、保護者の端末の管理画面でわかる。子供のプライバシーには配慮はしているし、同意のもとで行っている。自分の子供のメールは見てないけど、相手から届いたキーワードを見ることができます。保護者は、子供に対して、どうしたの？何かあったの？とコミュニケーションのきっかけを作ることができます。他にもいろいろ機能はありますが、子供のプライバシーに配慮しているかどうかという点では、検閲には当たらないのではと思っています。4年ぐらい前からありますが、去年は日本PTA全国協議会と全国学習塾協会の推奨認定を受けています。

○田畑委員 検閲該当性はあるんです。あります。絶対にあるんです。あるけれども、それが必要最低限の効果的に考えていけるんじゃないかという話をすべきであって、プライバシーへの配慮をしているといっても侵害していますし、表現の自由に対しても侵害していると。検閲に該当しています。

だから、それはオーケーかどうかというところで、今具体的なアプリを出してしまうと、推奨ありきになってしまう気がするんですよ。推奨するためにあるのではなくて、こういうアプリだったら推奨しましょうというべきであるんです。今既存のアプリがこういう配慮をしていますというような形になると、皆さん推奨ありきになっちゃうんじゃないかと思いません。

検閲該当性があります。じゃあ、それが必要最低限のパターナリスティックな見地から、子供の権利をここまでだったら、否応なく、仕方なくやらざるを得ないだろうというところと言えるかどうかという見地を議論していただくべきだと思います。

○大久保委員 まず基準を決めてからということですね。

○田畑委員 そうです。

○坂元会長 やはり基準からいくということですね。今二、三思い浮かぶものがあるということで、たくさんなくても、二、三あったらそれでも貴重なことだとは思うんですね。

○大久保委員 ある程度こういう機能なのかなというのを想像しながらの方が入りやすいと思

いましたが、今回お話を伺いまして、特定のアプリにこだわらずに、どういう基準がよいのか、基準を決めてから入ったほうが良いと思いました。検閲については本当に難しく、この会合にて勉強したいと思います。

○坂元会長 大分議論して、随分話がわかってきたような気がいたしますけれども。

ということで、まずこの資料5でございますけど、表現の自由の話が入らなくてはならないということがございますけど、後は、それから条件とか、前提の話もありまして、そういったことを踏まえていくということで、この事務局の構想ですね。この形、これでよろしいでしょうか。

○大久保委員 本日、決めるのですか。

○坂元会長 そうですよ。これは決めたほうがよろしいですね。

○健全育成担当課長 この大きな外枠としては、今日はもうこれで。その後の細かい、じゃこのところについては、どういうふうにして見ていくかといったところを、今後検討していただきたいと思っております。

○坂元会長 さっき苦勞が想像されるとおっしゃいましたが、その作業に入るわけでございますけど、どうぞ。

○吉岡委員 東京都としてアプリを推奨しますよと、こういうアプリについては、東京都が推奨しますよという。アプリというのは、とるかからないかというのは、持っている側のというのはそういうことですね。

○坂元会長 はい。

○吉岡委員 今子供と親が、例えば先ほどの話によると、相談して、こういうこと、こういうアプリをとるけれどもいいかということ親子で話し合っ、そうしないと、勝手にお母さんのほうにそういうメールが来ているのはどうしたのということになっちゃいますから、その辺のところもよく親子間で相談の上、お使いくださいというところなんですね。

○坂元会長 そうですね。推奨に伴って、そういうことを示唆したうえで推奨するということもあり得るんだと思いますね。最終的な判断として。

○吉岡委員 親が必要だと思うからとりたいたいと思うんですけど、高学年の子供、思春期の子供にとっては、もしかしたら、自分がやったことのせいで相手からそういうことを言われるということも往々にして考えられるところではあるので、先ほどのような話ですと、自分がやったことは親は知らないとなるけど、言われたことだけがわかって、うちの子がこんなこと



を言われてますという話になってしまうのは、難しいなという思いながら、お話しをうかがっておりました。

○坂元会長 わかりました。ということでございまして、ご議論いただきまして、ありがたいこととございますけれども、資料5はよろしいということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 したがいまして、事務局のほうは、これで規則案を作ってくださいということになりますでしょうか。それではよろしく願いいたします。

事務局で策定をしていただくということで、今後は、具体的に審査に当たってどうするのかという話ですね。それが次回以降の検討課題になるということでございます。

以上でございまして、次の議題に移らせていただきますが、6ですよね。最後の議題でございますが、推奨マークの変更でございます。

これは事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○健全育成担当課長 では資料の6、7、8のほうでご説明いたします。最初に資料の6のほうからご覧ください。

こちら東京都は、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市とともに青少年行政に係る情報連絡会を設けておりまして、この都を含めた九都県市の青少年行政主管課長会議といった通称九都県市会議と呼んでおりますけれども、そういったものを設けております。

そこで、都が、条例で定めている推奨携帯電話端末等につきましては、こちら資料6の規定によりまして、東京都で推奨決定を行ったことをもって、九都県市においても推奨するということになっております。

これが推奨の規程の内容でございます。こちらのほうは、アプリについても、こういう方向で東京都は推奨制度を今後設けていきますということは、事務レベルで九都県市会議でも行っておりまして、それについても、同様に九都県市で推奨するということで方向性的にはご理解をいただいておりますので、この規程についても、ちょっとそういったところについての規程改正については、今後進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料の7をご覧ください。

こちらは、推奨を受けた携帯電話端末等につきましては、事業者等に使用していただける、使用できる推奨マークの使用要領について定めたものでございます。こちらについては、この

マークを推奨するときには、使用するということで、平成 23 年にこの推奨制度ができてから現在まで利用されているものでございますけれども、ご覧のように、折り畳み式携帯電話をモチーフにしたデザインになっておりまして、今スマートフォンが普及している中において、若干古めかしさを感じるということで、今回併せてこのデザインも変更したほうがいいのではないかと内外からご意見をいただいているところでございます。

そこで、ちょっと資料 8 のほうをご覧いただきたいのですが、新デザイン案ということで、スマートフォンをデザインに取り入れたものを考えております。

こちらのほうも、九都県市の担当者にアプリということも加えて、このような形で検討委員会のほうにご意見いただいた後、規程の改正を進めたいと考えているということで説明をしてきているものでございます。この新デザインを今後使用していくことにつきまして、ご意見等を頂戴できたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

資料 6 のところで、規程の改正も考えておられるとおっしゃられましたけど、何か変えなくてはいけないようなことがあるということでしょうか。

○健全育成担当課長 6 のところでは、今携帯電話もしくは PHS 端末、ここのところのくくりが携帯電話端末等ということになっておりまして、アプリがちょっと入っていないところで。

○坂元会長 そういうことですね。

○健全育成担当課長 従来のそれと利用可能な機能ということで、従来のところになっておりますので、これについては、今回ご意見をいただくのは、アプリ推奨のことを加えるというのは別なんですけれども、今回はマークについての提案をまずしていきたいと考えております。

○坂元会長 わかりました。九都県市の推奨マークということでございます。ご案内のとおりかと思いますが、この推奨携帯端末等でございますけれども、これは東京だけの問題、東京だけでも大きいわけですが、それだけではなくて、九都県市をカバーしているものになりまして、さらに責任と影響力が大きいという、そういうものでございます。

ということでございまして、このマークいかがでしょう。マークの変更につきましてご意見をいただければと思います。

○大久保委員 いいと思います。

○坂元会長 いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 ということで、この新デザインでよろしいということでございます。

以上で用意していた案件は一通り審議いたしました。他に何か議論すべきことがありますでしょうか。

○大久保委員 この条例のことで確認したいことが。

○坂元会長 先ほど条例のことで、ご質問ですね。

○大久保委員 資料1の一番下に、違反した場合は30万円以下の罰金とありますが、これは条例のどこの部分に書いてあるんでしょうかと。第18条の7は、その行為を行ってはならないというだけで、違反した場合はどこというのは。

○健全育成担当課長 条例の作りです。これについては、30万以下の罰金ということで、罰則のところでもまとめて書いておりました。

○大久保委員 罰則の条項が別のところにあるんですか。

○健全育成担当課長 はい、別の条項で規定しておりました。

○大久保委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鍋坂健全育成担当課長 第26条の中に、この第18条の7という規定なんですけれども、それを加えたというところがございます。

○大久保委員 それでは、ホームページを見ればわかりますか。

○健全育成担当課長 はい、条例の全文を見ていただければわかる話でございます。

○大久保委員 もう一つ、資料3ですが、利用者が付加することができる機能というのは条例の言葉で、条例にはアプリケーションという言葉はないようです。今ここには赤字になっていますが、これはどこかに、「こういうアプリケーションを意味する」ということが書かれているんでしょうか。

○健全育成担当課長 実際の条例の規定においては、アプリケーションという言葉は出てこないつくりになっております。

○大久保委員 この赤字の文章がどこかに書かれて、公開されているものでしょうかと。保護

者の皆様へお話に行ったり、相談で質問を受けたりして、条例改正について聞かれることもあります。詳しくは東京都のページを見てくださいと伝えられるようなページがあると良いと思っています。「利用者が付加することができる機能」とは「アプリケーション」なのだとはじめて知りました。

○坂元会長 今日初めて知ったんですか。

○大久保委員 条例の文章の定義であればしょうがないのですが、これはアプリのことなんですよと確実に言えたらいいなと思っています。

○健全育成担当課長 失礼いたしました。こういったところ、アプリケーションについて、都が推奨できる制度を今後運用していきますという部分につきまして、条例のあらましという薄い解説の本があるんですけれども、それに追加するとともに、ホームページ上でもそういったことを今後やっていきますということについて、載せていきたいと考えております。

○大久保委員 条例のあらましですね。ありがとうございます。

○坂元会長 私なんかは、青問協から出させていただいて、ずっとアプリの話で来ているので、最初からアプリだと思っていますけど、ここから見た方は何だろうということになりますね。都の方も青問協のほうからずっと扱っておられるわけなので、そういう発想が生まれないんだと思うんですよね。

○大久保委員 はい。

○健全育成担当課長 申しわけございません。

○坂元会長 いえいえ申しわけないというより、どうしてもそういうものだと思うんですね。

○事務局職員 資料を作る段階において、わかりやすいように四角で囲って、あえて付け加えたので、確かに条例だけを見れば、ちょっとわかりにくいかもしれませんが。

○坂元会長 他に何かございますでしょうか。

○健全育成担当課長 今あらまし本をまだ改正前のものですが、お配りいたします。これの中にちょっと入れて都の推奨だということです。

○坂元会長 他によろしいでしょうか。

会長代理からも何か。

○長谷部会長代理 いや、特にございません。お話いたしました。

○坂元会長 よろしいですか。

○長谷部会長代理 はい。

○坂元会長　じゃあ、以上で議事は、終了ということでございますけれども、闊達なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

○健全育成担当課長　それでは、本日いただきましたご意見を踏まえまして、推奨基準の策定、それから九都県市の規程のほうへの改正作業については、進めさせていただきたいと思えます。

それから、今後の流れにつきまして、ご連絡させていただきます。資料の9で、今後の作業内容ということで、大まかなものがございますけれども、今後申請があった場合に、どのように評価していくのか、どういったものを推奨していくのかという部分につきまして、皆さんから意見をいただきながら、意見交換をして検討してまいりたいと存じます。

それから、事務局におきましては、推奨基準につきまして、こういったアプリケーションについて、今後都は推奨していきますよという部分を周知といったものを同時に行いながら、申請してもらえるように、そういった広報活動についても行っていきたいと考えております。

それで、実際に委員会の開催につきまして、2番の部分でございますけれども、次回4月、または5月ということでちょっと未定でございますけれども、後日、日程のほうを調整させていただいた後、開催していきたいと考えております。

それで、できれば、今2から4回と書いておりますけれども、年内中に委員会を開催させていただいて、本年中に申請を受けられる段階、募集をかけられる段階にまで行きたいということで考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○坂元会長　ありがとうございました。本年中に2から4回あるということでございまして、引き続きご協力よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。ひとつよろしく願いいたします。

○健全育成担当課長　ありがとうございました。